

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に対する修正 要綱

一 検討条項の追加

政府は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に関する日本国政府とフィリピン共和国政府の間の協議の状況を勘案し、この法律の公布後五年を目途として、准介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(改正案附則第九条第一項関係)

二 その他

その他所要の規定を整備すること。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に対する修正

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条第一号中「附則第八条」の下に「及び第九条第一項」を加える。

附則第九条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

政府は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に関する日本国政府とフィリピン共和国政府の間の協議の状況を勘案し、この法律の公布後五年を目途として、准介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◎ 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に対する修正 対照表
 ○ 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第三条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条及び第四条から第六条までの規定並びに附則第八条及び第九条第一項の規定 公布の日</p> <p>二・三 略</p> <p>（検討）</p> <p>第九条 政府は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に因する日本国政府とフィリピン共和国政府の間の協議の状況を勘案し、この法律の公布後五年を目途として、<u>介護福祉士の制度</u>について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>21 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条及び第四条から第六条までの規定並びに附則第八条の規定 公布の日</p> <p>二・三 略</p> <p>（検討）</p> <p>第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>